

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

5. 障害者重度障害者医療費助成を保健福祉手帳2級3級への拡大実施を強く要望します。

重度障害者医療費助成府財政による自治体独自助成を実現してください。

現在、精神科以外の他疾病の医療費を主に親が負担し、親亡きあとの見通しがつかないことは大きな不安です。当事者の生活実態を調査し、従来の医療費負担が当事者の家計を圧迫し、当然受けるべき医療をあきらめることがないように重度医療費助成の必要性を検討してください。

手帳2級3級所持者に拡大すると1級所持者の約11.3倍で総額42.9億円の追加予算が必要との回答ですが、府民の生命と健康がかかわる分野への追加が、府財政を圧迫するため不可能との例年の回答は、府財政の持続を理由に障害者の健康を犠牲にするものにほかなりません。他のいくつかの自治体では自治体単独助成を実施しています。大阪府においても自治体としての可能な限りの助成を検討してください。

(回答)

- 福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施すべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。
- 一方で、国の制度が創設されるまでは、府としてこの制度を継続する必要があると考えています。
- 平成30年度の再構築においては、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者や対象医療の拡充が求められていたため、府議会の議決を経て、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度としました。
- 具体的には、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者の方々を新たに対象とし、年齢に関係のない重度障がい者医療として再構築するとともに、これまで助成対象外であった訪問看護ステーションが行う訪問看護を対象に加えました。また、令和3年4月から精神病床への入院について助成を実施しています。

- 重度障がい者医療費助成制度については、重度の障がい者として、障がいの程度を見る手帳の等級で受給資格を判定しているところです。平成 30 年度の精神障がい者への対象拡充にあたっては、再構築前の制度において既に障がい者医療が、身体障がい者手帳 1・2 級所持者を対象としていたことを踏まえ、精神障がい者についても、身体障がい者手帳 1・2 級と認定基準が概ね同等と考えられる精神障がい者保健福祉手帳 1 級所持者を対象とすることとしました。
- 今後とも、再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。
- なお、福祉医療費助成については、定期的に市町村からデータを収集して集計しており、引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

6. 精神障害者や家族の相談機関が基幹相談支援センター、地域生活支援センターなど複雑になっていますが身近な地域保健所への相談窓口の一本化と保健所相談員を増員し相談訪問機能の拡大を強く望んでいます。

訪問件数は現状保健所9か所 中核市保健所9か所で、22 保健所7支所時代と同水準とされていますが、精神疾患が増加している中で、身近な保健所による相談訪問を強く望む声が上がっています。

(昨年度の回答は基幹相談支援センター 自立支援協議会へ府障害者支援アドバイザーと府職員の訪問支援で強化しようとしている、地域生活支援センターへの国へ措置強化を要望しているとの回答であるが 相談窓口が複雑化して使いにくくなっている。

行政的には相談窓口機能を分け 医療 地域福祉サービスのようにしていても 利用する当事者家族には機能分化により、適切な窓口情報が少なく、窓口に出かける労力がなく、相談をあきらめざるを得ないことも多々あります。

窓口が多細分化されすぎてどこに相談したらいいか戸惑い、保健所に相談しても拳句の果てにたらいまわしされるという事例があり、府民の健康や福祉を守るとは言えないのが現状です。)

(回答)

○ 精神障がい者とそのご家族を身近な地域で支援していくために、市町村が相談支援等の取組を行うこととなっています。

○ 市町村の取組に関して、府では、基幹相談支援センターの設置へ向けた支援を行うとともに、基幹相談支援センターを設置済みの市町村にはそれぞれのニーズに合わせて障がい者相談支援アドバイザーとともに必要な支援を行っております。

○ また、市町村及び基幹相談支援センター職員等を対象に、先進事例の紹介や意見交換会等を実施しているところです。引き続き、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を發揮して、障がいのある方等へきめ細かな支援が行われるよう、市町村の状況を把握しつつ、広域行政として市町村の支援を続けてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

6. 精神障害者や家族の相談機関が基幹相談支援センター、地域生活支援センターなど複雑になっていますが身近な地域保健所への相談窓口の一本化と保健所相談員を増員し相談訪問機能の拡大を強く望んでいます。

訪問件数は現状保健所9か所 中核市保健所9か所で、22 保健所7支所時代と同水準とされていますが、精神疾患が増加している中で、身近な保健所による相談訪問を強く望む声が上がっています。

(昨年度の回答は基幹相談支援センター 自立支援協議会へ府障害者支援アドバイザーと府職員の訪問支援で強化しようとしている、地域生活支援センターへの国へ措置強化を要望しているとの回答であるが 相談窓口が複雑化して使いにくくなっている。

行政的には相談窓口機能を分け 医療 地域福祉サービスのようにしていても 利用する当事者家族には機能分化により、適切な窓口情報が少なく、窓口に出かける労力がなく、相談をあきらめざるを得ないことも多々あります。

窓口が多細分化されすぎてどこに相談したらいいか戸惑い、保健所に相談しても拳句の果てにたらいまわしされるという事例があり、府民の健康や福祉を守るとは言えないのが現状です。)

(回答)

○ 保健所においては、引き続き、精神保健福祉法に基づき精神障がい者やそのご家族等からの相談に応じ、情報提供、助言その他の援助を行ってまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

7. 「おおさか精神科救急ダイヤル」を24時間365日稼働する窓口としてください。
前年度まで夜間は精神保健福祉士や心理士が電話対応し、日中は保健所が相談対応することとの回答ですが、日中9時から17時を保健所に任せるのではなく、緊急に誰でも相談できる窓口として24時間365日窓口へ一本化した稼働が必要です。
日中の保健所通常業務が多忙であり、相談員が少なく緊急を要する相談には十分に対応できていない状況があります。現行の人数と箇所数では日中相談員が不在であったり他の業務で電話口に出られないなど「精神科救急ダイヤル」の十分な機能を果たすことができていないのが現状です。
相談窓口を機能分化させるのは、当事者 家族にとって、医療につながる敷居をたかくすることになっています。

(回答)

- 平日午前9時から午後5時の間は、府保健所9か所、中核市保健所・保健センター9か所で、精神保健医療福祉に関する相談・訪問対応を行っています。
- また、保健所閉庁時の夜間・休日は、「おおさか精神科救急ダイヤル」を設置し、精神障がい者及び家族等からの相談に対応しています。
- 精神保健福祉に関する相談支援は、保健所の業務であることから、保健所が開庁している平日午前9時から午後5時の間は直接保健所にご相談ください。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

8. 大阪府精神科救急医療システムの輪番受け入れ病院が厚労省が示す要綱に基づいているとのことですが、どのような基準であるのか教えてください。

入院後、当事者家族の居住地に近い精神科病院への希望を受け入れてください。

このシステムを使って緊急入院後 後送システムを使った転院が可能であるとのことでしたが、後送システムとは実際には「身体科処置後に精神科治療が必要な患者を二次救急医療機関からスムーズに精神科病院へ転院させる仕組み」であり、精神科救急医療システムによる転院には適用されるものではありません。

身近な居住区に近い病院への転院を可能にしてください。

(回答)

- 精神科救急医療システムによる輪番制で受け入れている医療機関は、厚生労働省が示す要綱に基づき、保護室、診察室、面会室、処置室を有していることを要件とし、その他、医師の配置状況なども確認し、大阪府が指定をしております。
- 輪番受入医療機関は、圏域ごとに特定の病院を指定するものではなく、府域で緊急的な受診や入院に対応できる精神科病院が輪番制で務めております。
- 受入にあたっては、ご本人の症状などを踏まえて、受診調整窓口が受入医療機関と調整することとしております。精神科救急医療システムで入院後の転院については、入院した医療機関にご相談ください。
- なお、「身体科処置後に精神科治療が必要な患者を二次救急医療機関からスムーズに精神科病院へ転院させる仕組み」は、夜間・休日合併症支援システムによる転院であって、ご認識のとおり、精神科救急医療システムによる緊急入院後の転院ではありません。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

9. コロナが5類に移行したことにより、治療薬窓口負担の公費助成がなくなり 金額が高額で家計を圧迫します。全国一律の制度とされていますが、精神障害者保健福祉手帳1級者以外は3割負担でこの窓口負担は負担が重すぎて、コロナが弱毒化していると医師に言われ使用を控える当事者もありますので、治療費助成を実施してください。

コロナが弱毒化して風邪と同じだとされていますが、実際には最新のタイプのコロナでは感染力が強く、高熱や咳 痰 関節痛が長引き苦しめられ 鎮痛解熱剤だけでは回復が遅れる人も多くいます。この状況に真剣に対応して配慮して治療薬を使うことをあきらめることのないよう、公費助成を復活してください。

(回答)

○ 新型コロナウイルス感染症の医療費自己負担に係る公費負担は、国において5類化により、患者に急激な負担増が生じないこと及び他の疾病との公平性を考慮し、一定の自己負担を患者に求める制度見直しが行われたものであり、全国一律の制度として運用されています。大阪府としても、他の疾病との公平性の観点から国の方針に基づき対応してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

10. 先発医薬品選定療養制度が実施されていますが患者による効き目の違いを理解し、先発薬とジェネリック薬の選択権を尊重してください。

当事者や家族から先発薬とジェネリック薬の効き目が異なることは多く経験されるとの声が上がっています。ですが、医師にその状況を訴えても、「成分は変わらないからそんなはずはない」との対応で医師に必要性を理解してもらいにくく、家族の助言などが必要になっています。

本人の体調を理解しこの制度を患者の訴えを無視して強行することがないように、医療機関に助言指導してください。

(回答)

- 一般的に、後発医薬品は先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品として厚生労働大臣の承認を受けており、いずれの処方を行うかは医師等が医療上の必要性等を考慮して判断されます。
- 後発医薬品の使用に疑問や不安があるときは、薬剤師に相談してください。
- 引き続き、患者の皆さまやその御家族と医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう啓発を実施してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 生活衛生室 薬務課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 集団になじみにくく 疲れやすく 病状にも波がある精神障害の特性を理解し就労に特化せず、安心できる日中活動の場を身近な地域で拡大してください。地域活動支援センター 生活介護施設、就労継続 B 型はいずれも精神障害者には、なじみやすい通所施設です。

地域活動支援センターは149か所とされていますが、身近に通所するにはまだ絶対数が足りません。

(1) 生活介護施設は利用時間制限による報酬改定により閉鎖して数を減らしてしまい、ますます利用しにくくなっています。生活介護施設は精神障害者が利用しやすい施設であり今後拡大が望まれています。大阪府としての利用緩和要件を設け広く公表してください。

(回答)

○ 生活介護サービスの基本報酬は、営業時間で設定されていましたが、令和6年4月の報酬改定において、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、障がい支援区分及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細かに設定されました。

○ サービス提供時間については、障がい特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない利用者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮が設けられています。

○ 障がい者の様々なニーズに応じ、生活介護施設において、きめ細やかなサービスを提供していくことができるよう、更なるサービスの充実を、国に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 集団になじみにくく 疲れやすく 病状にも波がある精神障害の特性を理解し就労に特化せず、安心できる日中活動の場を身近な地域で拡大してください。地域活動支援センター 生活介護施設、就労継続 B 型はいずれも精神障害者には、なじみやすい通所施設です。

地域活動支援センターは149か所とされていますが、身近に通所するにはまだ絶対数が足りません。

(2) 既存の就労継続 B 型事業所について、就労に特化して国の成果主義にとらわれない活動へ幅を広げることができる配慮が望まれます。就労継続 B 型作業所が急激に増えて、支援の質にも問題が生じているようですが、単に総量規制をするのではなく適切な支援が行われていない場合は、障害者、障害者の特性や人権に配慮した支援が行われているか、検証を急ぎ、地域で暮らすために通所しやすい作業所の実再構築への指導を進めてください。

(回答)

○ 府においては、事業所の職員向けに、就労支援力や定着支援力の向上を目的とした研修を実施し人材育成するとともに、工賃向上に関する研修や好事例の紹介等を行い、支援の質向上に取り組んでいるところです。

○ また、指定障がい福祉サービス事業所において、適正なサービス提供が行われるよう、新規指定事業者を対象とした研修に加え、全事業者に対する集団指導や個別の事業者に対する運営指導を実施しています。

○ 就労継続支援 B 型事業所において、障害者総合支援法の趣旨を踏まえた適切な支援が行われるよう、市町村とも情報共有を図りながら、指定・指導に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 集団になじみにくく 疲れやすく 病状にも波がある精神障害の特性を理解し就労に特化せず、安心できる日中活動の場を身近な地域で拡大してください。地域活動支援センター 生活介護施設、就労継続 B 型はいずれも精神障害者には、なじみやすい通所施設です。

地域活動支援センターは149か所とされていますが、身近に通所するにはまだ絶対数が足りません。

(3) 10月31日NHKTV データ放送で、就労支援継続 B 型の在宅利用実態の不適切疑いへの実態調査が2050の事業所に対して開始される旨 生活基盤推進課長の談話「在宅での就労支援自体が悪いことではないが適切なしえんが行われていない場合は、障害者の就労意欲が奪われたり、能力向上のチャンスを妨げたりすることにつながることを危惧している」と報道されていました。

この調査が現在どのように進められているかを公表してください。

(回答)

○ 就労継続支援 B 型事業所の在宅支援に関する実態調査は、令和7年9月末から11月末まで、府内の事業所を対象に、令和7年3月末時点の状況について、アンケートに回答いただく形で実施したところです。8割弱の事業所から回答があり、そのうち約半数の事業所が在宅支援を行っているという結果でした。

○ 在宅支援での主な作業内容としては、「軽作業」「デザイン、Web制作等」を行っている事業所が多くありましたが、SNS運用やeスポーツ等の新たな作業を行っている事業所もあり、これらについては、就労意欲や能力の向上にどのようにつながるのか、注視する必要があると考えているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

2.地域障害福祉サービスに携わる支援職員の障害理解を進め支援の質を向上させてください。

「相談支援事業者研修」「地域移行・地域定着支援研修」「ステップアップ研修」において障害の特性を理解するよう実施してください。

「ベーシック研修」以外にも当事者 家族の体験 実態理解も反映した研修をすすめてください。

(回答)

○ 本府における相談支援従事者研修は、国が定めるカリキュラムに基づき、指定研修事業者により実施しています。研修が適切に進むよう、府と研修事業者の間で企画運営会議等を開催して、障がい福祉制度の動向や合理的配慮等に関する周知等を行っています。

○ また、専門コース別研修として「地域移行・地域定着支援研修」を実施しています。これは、主に精神障がいのある方への相談支援をしている相談支援専門員を対象に実施しているものであり、障がいの特性の理解を深めるための当該研修の実施を通じて、支援の質の向上を図っているところです。

○ 引き続き、障がいの特性について、理解を深める研修を実施してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

2.地域障害福祉サービスに携わる支援職員の障害理解を進め支援の質を向上させてください。

「相談支援事業者研修」「地域移行・地域定着支援研修」「ステップアップ研修」において障害の特性を理解するよう実施してください。

「ベーシック研修」以外にも当事者 家族の体験 実態理解も反映した研修をすすめてください。

(回答)

- こころの健康総合センターでは、毎年度「精神保健福祉業務従事者研修」として、精神保健福祉業務に従事する大阪府職員及び市町村職員、医療機関職員、障がい福祉サービス事業所職員等を対象に精神疾患の理解及び精神障がい者の人権擁護の理解を図ることを目的とした研修を実施しています。
- 精神保健福祉業務に従事して1年目の職員を対象にした「ベーシック研修」では、家族の思いや家族会活動、当事者の体験談について講義を行い、精神障がいに関する基礎的な知識と理解を深めています。2年目の職員を対象とした「ステップアップ研修(2年目研修)」では、面接技術に関する講義及び演習等を実施し、3年目の職員を対象とした「ステップアップ研修(3年目研修)」では、関係機関との連携による地域支援の方法に関する講義及び演習等を実施しており、精神障がいの特性を理解する内容を取り入れています。
- また、自殺対策や依存症関連などの研修においても、当事者や家族の体験談を研修内容に組み入れる等、当事者や家族の視点を反映した研修を実施しています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
健康医療部 こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

3. 教育センターによる学校 教職員研修に精神障害の医療的な側面に偏ることなく対面による当事者 家族の生活体験談を取り入れてください。

教育の場において、すべての教職員の精神障害者への人権と偏見を解消すべく研修は新任者だけでなく、すべての教職員への研修を義務化してください。

(回答)

- 教職員が精神疾患についての知識や学校生活に必要な配慮等について理解することは重要であると認識しています。そのため、大阪府教育センターでは、毎年、障がい者の人権をめぐる状況や障害者差別解消法を踏まえ、人権尊重の観点を基本として研修を実施しています。
- 令和7年度は、次の研修を実施しました。
 - 4・5月 支援学校初任者研修
 - 講義・演習「支援学校における指導・支援の在り方」
 - (対象者) 支援学校初任者教諭 (参加人数) 149名
 - 7月 小・中・高等学校初任者研修
 - 講義・演習「支援教育の現状と課題 子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について」
 - (対象者) 小・中・高等学校初任者教諭 (参加人数) 599名
 - 7月 小・中学校10年経験者研修
 - 講義・演習「ともに学び、ともに育つ 障がいのある子どもの人権」
 - (対象者) 小・中学校10年経験者教諭 (参加人数) 347名
 - 7月 高等学校・支援学校10年経験者研修
 - 講義・演習「ともに学び、ともに育つ 支援教育のさらなる充実のために」
 - (対象者) 高等学校・支援学校10年経験者教諭 (参加人数) 209名
 - 8月 新規採用養護教諭研修
 - 講義・演習・協議「養護教諭が行う健康相談 事例を通じたアセスメント」
 - (対象者) 新規採用養護教諭 (参加人数) 28名
 - 8月 学校教育相談課題別研修C (精神疾患の理解と対応)
 - 講義「精神疾患の理解と対応」
 - (対象者) 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・支援学校の教職員 (参加人数) 60名

9月 府立学校人権教育研修 D (障がい者の人権)
講義「大阪における「ともに学び、ともに育つ」教育について」
講義「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブな学校づくりについて
(対象者) 高等学校・支援学校の教職員 (参加人数) 83 名

10月 小・中学校人権教育研修 D (障がい者の人権)
講義「障がいのある子どもたちの人権をめぐる現状と課題」
講義「ともに学び、ともに育つ」学校づくりについて
(対象者) 小学校・中学校・義務教育学校の教職員 (参加人数) 77 名

○ また、小・中・高等・支援学校の初任者教諭に、毎年、冊子「みつめよう一人ひとりを(令和6年3月改訂)」を配付し、精神障がいを含めた障がい理解の周知を図っています。

○ 今後とも、あらゆる研修の機会を捉え、教職員が精神疾患について正しく理解し、当事者やそのご家族の方々に寄り添った適切な対応ができるよう努めてまいります。
【高等学校課】

○ 大阪府教育庁では、教職員が精神疾患について正しい知識を身につけることで、社会のスティグマを軽減し、児童生徒がメンタルに不調をきたした際に、課題解決を図ることができるよう、民間企業等と連携したすべての教職員対象の研修を毎年、実施しており、今年度も12月26日に開催したところです。

○ その研修では、子どものトラウマや愛着、虐待などの問題に力を注いでいる精神科医と精神保健福祉士を講師に招聘し、医療現場で実際に関わる子どもたちの実態を知る医師という観点と、学校等との連携という観点を交えつつ、子どもの心の健康・精神疾患についてご講義いただきました。加えて、ペアワークを取り入れ、様々な事例研究を行うことで教職員の学びを深めることにつながりました。

○ 引き続き、研修等を通じて、教職員の資質向上に努めてまいります。
【保健体育課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

4. 精神障害者の住居確保は厳しい状況で、グループホームや一人暮らしに親の経済負担の苦しさも生じています。

(1) 地域で安心して暮らすためにはさらなる公営住宅入居を拡大してください。

令和5年度には府営住宅 1,113 戸、市町営住宅 685 戸の募集とされていますが、令和6年度の募集実施数と入居者数を公表してください。

(回答)

○ 府営住宅では、高齢者や障がい者などの方を対象に、募集住戸数全体の約4割を福祉世帯向けとして優先的に募集しており、その中で単身者が応募可能な住戸について募集しています。

○ 単身者が応募可能な住戸としては、令和6年度は 1,485 戸を募集し、967 戸の応募*がありました。

○ 市町営住宅においては、高齢者や障がい者も含め単身者が応募可能な住戸の入居枠として、令和6年度は 990 戸を募集し、902 戸の応募がありました。

○ 今後も高齢者や障がい者などの方を対象とした優先入居の機会の確保に取り組んでいきます。

※ 入居時期は応募者によって様々ですので、応募戸数とさせていただきます。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課 (市町営住宅について回答)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課 (府営住宅について回答)

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

4. 精神障害者の住居確保は厳しい状況で、グループホームや一人暮らしに親の経済負担の苦しさも生じています。

(2) 国による住宅セーフティネット制度の見直しでは、質の良い民間住宅の活用と福祉をセットにして推進することが掲げられていますが、令和7年10月の改正法施行に伴う大阪府の制度活用としてどのようなことが検討されているかあきらかにしてください。

(回答)

○ 民間賃貸住宅を活用し、高齢者、障がい者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、引き続き、入居支援等を行う居住支援法人の指定拡大や、市区町村単位での居住支援協議会の設立に向けた居住支援法人の活動に対する補助などの取組を行っています。

○ 国においては、令和7年10月に改正住宅セーフティネット法が施行され、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度の創設や、市区町村単位の居住支援協議会設立の努力義務化、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などが整備されました。

○ 大阪府では、従前から実施してきた市町村単位の居住支援協議会の設立に向けた補助事業に加え、府の居住支援協議会である Osaka あんしん住まい推進協議会において府内の居住支援法人の連携会議を府内8地域に設置しており、各地域における連携体制の強化に向けて取り組んでいきます。

○ こうした取組により、市町村域での連携体制の推進を目的とした従前の補助事業と比較し、市町村域をまたぐ広域ネットワークの構築を図ってまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

5. 大阪府による「引きこもり支援推進事業」は 日中活動につながらない精神障害による引きこもりの人たちにはどのようなアプローチを実施していますか。

昨年度実施としている「引きこもり当事者・家族・支援者への居場所作り」として実施された講演会 対話交流 当事者会は精神障害者と家族にはとどいてはいえませんが、

単発的なイベントでなく、安心できる 長期的な居場所確保が必要です。

(回答)

- 大阪府では、大阪府ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりのご本人やご家族からの電話相談をお受けし、身近な市町村において適切に支援を受けられるように相談窓口の周知も行っております。
- 地域での選択肢を増やすため、令和7年度から福祉基金を活用し、民間支援団体への助成を行い、家の外等で安心して過ごせる居場所づくりを支援しています。
- 例年実施している講演会・対話交流イベント・当事者会については、府政だよりへの掲載や大阪府ホームページにおける広報、保健所をはじめとする府内関係機関及び民間支援団体等へのポスター・チラシ送付のほか、商業施設等でのポスター掲示やチラシ配架により、イベントの周知をさせていただいております。
- また、当イベント等については、府内市町村と共催で開催しており、市町村関係機関を通じた周知を行っているところです。大阪府としては、今後も引き続き、当事者・家族の皆さまへ情報が届くよう、周知に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 (下線部)福祉部 子ども家庭局 青少年支援課 (二重下線部)

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

7. 障害者差別解消相談窓口は依然として、わかりにくく一般府民には利用しにくい状況です。

昨年度回答には「デジタル端末機器を介さなくても相談窓口につながるができる」よう進めるとのことでしたが、どのような取り組みを進めたか公表してください。

相談窓口担当者の意識 責任ある対応は十分とはいえません。

内閣府作成の「国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル」において相談の受付から終結まで対応することが重要とされているとのことですが、市町村相談窓口担当者への研修状況をあきらかにしてください。

(回答)

- 現在、府内すべての市町村に障がい者差別に関する相談窓口が設置されており、府ホームページで相談窓口の一覧表を公開しているところです。また、府作成の障がい者差別解消条例の周知リーフレットへ相談窓口の一覧表を印刷し挟みこみ、市町村等の窓口へ配架を依頼し、広く府民へ周知を図っているところです。
- 府では、府内の相談窓口担当者や相談員を対象として、毎年情報交換会を実施しており、その中で相談者にとって一番身近な市町村が基本的な窓口を担うこととなっていることや、広域的・専門的な事案に関しては、府広域支援相談員が助言や調整等の支援を行うことができる旨を周知しております。また、府主催の障がい者差別解消研修や障がい者差別解消協議会等へも相談対応力の向上等を目的に、積極的な参加依頼を行っているところです。
- 引き続き、府内の相談窓口担当者等に対し、相談者の利便性向上のため、相談窓口をわかりやすく住民へ周知する重要性や、市町村が基本的な窓口を担うこととなっていることについて、周知してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

8. いつ起こるか予測できない災害にたいして、避難場所が常にだれもが知ることができることが望まれますが、情報は依然として不十分です。全国各地 災害が頻発している昨今、災害時避難所の緊急な設置が望まれます。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」により避難所への直接避難の促進が示されたとのことですが、大阪府の市町村の直接避難の促進状況は把握していますか。また促進への働きかけをどのようにしていますか。

「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」により避難所の事前受け入れ準備・調整を追記したとのことですが、それらの事柄が実行されているかの府による検証が必要です。

その指針と追加事項と実行状況をあきらかにしてください。

福祉避難所が常に公開され、災害時の受け入れ場所をあらかじめ公表されている安心が必要です。

総合避難所に避難する場合もプライバシーへの配慮、また在宅避難を視野に入れた災害時避難対応を構築してください。

(回答)

> 下線部及び二重下線部への回答 (災害対策課)

○ 大阪府避難所運営マニュアル作成指針 (以下「指針」) は、府ウェブページにて公開 (※) しています。

○ また、具体的な追加事項の内容は、「第4章 指定福祉避難所編」の「3-7 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整」において、「市町村は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所等においては、あらかじめ指定福祉避難所ごとに受入対象者の受入準備・調整等を行うことを検討すること。」(p89) です。

○ 指定福祉避難所については、災害対策基本法に基づき、市町村が指定した際は、その名称、所在地等を広く府民に周知すること、いわゆる公示をすることとなっています。なお、公示の方法については法律で特に定められているものではなく、掲示板、広報誌、及び自治体ホームページ等で公示することが国より参考として示されています。

○ 府としては、指針において、「指定福祉避難所の設置等について、要配慮者が適切な施設等に避難できるよう、公示に加え、広報活動や訓練を通じて、広く住民にも周知を図る」と示し、市町村に周知しています。

○ 引き続き、市町村による指定福祉避難所の情報が広く府民の方に届くよう、各市町村に働きかけてまいります。

- プライバシーの配慮については、指針において、避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るよう示しています。
- なお、府としても災害時に被災者に供給するため、避難所でプライバシー確保のために使用するパーティションを備蓄しています。
- また、指針においては、在宅や車中等の避難者にも、必要に応じて公平にサービスが受けられるよう配慮することや在宅避難等を選択せざるを得ない要配慮者が発生することを想定し、食料や薬品等の支援物資が届くよう支援計画を策定することが必要と示しています。

※ 府ウェブページ「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020090/shobobosai/hinanzyo-shishin/index.html>)

> 二重下線部への回答（地域福祉課）

- 令和7年6月に災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインが改正され、避難所だけでなく、被災地の状況に応じて在宅及び自家用車で生活する要配慮者のもとへDWATを派遣できることとされました。
- 府においては、大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱の改正を行い、在宅及び自家用車への派遣が可能となるようにしたほか、派遣方法の検討を進めてきました。今後は国のガイドラインの内容を踏まえつつ、被災者に関する情報収集方法など、具体的な方策について検討してまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課（下線部及び二重下線部）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（二重下線部）